

奈良県における取組

【現状・課題】

平成30年4月から、法定雇用率の算定対象が精神障害者にも拡大され、これに伴い障害者雇用率の引き上げが見込まれる



障害者新規雇用の拡大及び職場定着を図るため、就労する障害者の個別の事情・ニーズに応じた支援の充実が必要

○ 奈良県の障害者雇用施策

障害者雇用率を達成している企業が少なく、また、就職後も1年以内に離職している人が多い。

→ 障害者雇用の受け皿の拡大及び職場定着

- ・ 職場実習の推進
- ・ 障害や障害のある人に対する理解の促進
- ・ 企業と働きたい障害のある人とのマッチング支援
- ・ 障害者雇用の場の創出
- ・ 障害者雇用を行う企業に対するフォローアップ

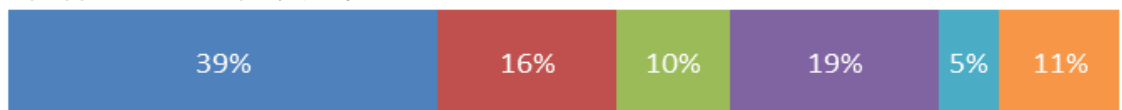
法定雇用率達成企業割合

(%)

	都道府県	H28		H27		H26	
		順位		順位		順位	
上位	佐賀県	1	73.1	1	71.3	1	66.4
	宮崎県	2	66.9	2	68.6	2	63.4
	島根県	3	66.3	3	64.6	3	61.6
	奈良県	10	60.4	12	58.6	9	56.2
下位	神奈川県	45	46.7	45	44.0	46	41.6
	大阪府	46	45.3	46	44.0	44	42.6
	東京都	47	33.2	47	32.1	47	30.3
	全国平均		48.8		47.2		44.7

出典：障害者雇用状況(厚生労働省)

精神障害者の職場定着状況



- 定着3か月未満
- 定着3か月以上1年未満
- 定着1年以上3年未満
- 定着3年以上
- 離職時期不明
- 在職離職不明

出典：精神障害者の職場定着及び支援の状況に関する研究((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)

【具体的な取組】

○官民一体で障害のある人の就労を支援

障害者雇用に積極的に取り組む企業等で構成する

「障害者はたらく応援団なら」を奈良労働局と共同運営

- ・奈良県障害者政策推進トップフォーラム、意見交換会、
- ・ゼミナールの開催、障害者雇用ハンドブックの作成
- ・「障害者雇用促進ジャーナルはたらく」の発行（年2回）



○職場実習の拡大を推進

雇用に向けた第一歩となる職場実習について、県障害福祉課に就労連携コーディネーターを配置、個別に企業等を訪問し、企業と就労希望者をマッチング

○精神障害者や発達障害者の障害特性に応じた就労支援体制を構築

精神保健福祉士などの専門家を雇用促進コーディネーターとして配置し、精神障害者・発達障害者を雇用した（しようとする）企業等に対する支援を実施

○障害者雇用の場を創出

特例子会社を設立する企業等に対し、会社設立等に要する経費補助や業務拡大等により障害者雇用を増やす企業の設備投資等に対する支援を実施

→ このような地域の実情に応じた障害者雇用促進及び定着のための取組を実施

国にお願いすること

障害福祉サービスとして、

就労する障害者の個別の事情・ニーズに応じた職場定着に向けた支援制度を創設されたい。

- 改正障害者総合支援法で新設された「就労定着支援」の給付対象に障害者を雇用した（しようとする）企業等に対する職場環境整備や合理的配慮の提供方法等に関する助言、個別カウンセリングの実施等の支援を加えられたい。